

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第二の一(3)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギー消費を抑制すること。

第四の三中「(3)に」を「(4)に」に改め、第四の三(2)中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、第四の三(3)中「平成32年度」を「令和7年度」に改め、第四の三(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第3計画期間（令和2年度から令和6年度まで） 令和6年度

第四の次に次のように加える。

第5 地球温暖化対策推進者

1 地球温暖化対策推進者の選任

特定事業者は、条例第16条第1項の規定により、地球温暖化対策推進者を選任しなければならない。

なお、特定事業者の規模に応じて地球温暖化の対策を効率的に推進できるように、地球温暖化対策推進者を複数選任する。

特定事業者は、第2の3(1)で整備する組織体制に地球温暖化対策推進者を配置し、第4で作成した地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化対策を実施する。

2 地球温暖化対策推進者の職務

地球温暖化対策推進者は、次に掲げる温室効果ガスの排出抑制に関する職務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の作成及び進行管理並びに措置の実施の状況の報告
- (2) 取締役会等の業務執行を決定する機関への上記(1)により作成した地球温暖化対策計画及び措置の実施の状況の報告並びに意見の申出
- (3) 従業員に対する地球温暖化の防止についての教育
- (4) 地球温暖化の防止についての情報の収集
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、設置する事業所で地球温暖化対策のために必要な業務

別表第一の第一の二の項を次のように改める。

2 エネルギーの使用状況の把握	(1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。
	(2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
	(3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。
	(4) 事業所等ごとのエネルギーの使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。
	(5) エネルギー使用量の大きい設備の発熱等の発生状況を、優先順位をつけて把握・分析し課題を抽出すること。

別表第二を次のように改める。

別表第 2 (削減計画期間)

1	平成23年度から平成26年度までの期間
2	平成27年度から令和元年度までの期間
3	令和2年度から令和6年度までの期間
4	令和7年度以降の5か年度ごとの期間

別表第二の標題「中」を「当該状況変更年度の属する各削減計画期間内において、大規模事業所に該当した年度から当該削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度」や「次の状況変更年度の前年度」に改める。

別表第四の第二及び備考を次のように改める。

第2 別表第2の2及び3に掲げる削減計画期間における目標削減率

事業所の種類		割合1	割合2	割合3
第1区分事業所	次に掲げる事業所			
	ア 熱供給事業所	100分の22	100分の15	100分の8
	イ 自己熱源事業所			
	上記以外のもの	100分の20	100分の13	100分の6
第2区分事業所		100分の20	100分の13	100分の6
備考				
<p>1 平成23年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、別表第2の2に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、別表第2の3に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。</p> <p>2 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間においてはこの表の割合3の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して5か年度以上9か年度未満の期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、10か年度以上の場合はこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。</p>				

備考

- 1 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより次の要件に該当する者が設置する事業所（当該事業所を設置する者が複数である場合は、全ての者が該当する場合に限る。）として認めたものの目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値の4分の3とする。
 - (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、次のアからオまでの要件に該当するものである場合を除く。
 - ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。）であつて、かつ、その子会社（同条第5項に規定する子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）である場合その他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合
 - イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発

行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合
ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の
発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合
エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員
総数の2分の1以上を兼務している場合
オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(5)ま
でに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配するこ
とが可能となる関係にあると知事が認める場合

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項
第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号
に規定する商工組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する
事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規
定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号
に規定する企業組合
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店
街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第
164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定
する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛生同業組合
連合会
- (6) 個人

2 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、主たる用途が病院そ
の他の医療施設で構成される事業所として認めたもの（備考1に該当する事業
所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値か
ら100分の2を減じた値とする。

3 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基
準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が
知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削
減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された
場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」とい
う。）の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事
業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度か
ら令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から

起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。)までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値(備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値)の4分の3とする。

- 4 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値(備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値)の2分の1とする。

別表第五の二(4)並びに(7)ア及びイ中「定める電気等環境価値保有量にあっては」の次に「、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては」を「100分の150」の次に「、別表第2の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100」を加える。